

アスベストの調査をしていない解体工事などは違法です! 詳細 環境保全課 ☎(57)8806

アスベストは、平成18年9月1日から使用が全面禁止となりましたが、それ以前に建てられた家屋や施設には、現在もアスベスト含有の建材が使用されている可能性があります。

解体工事やリフォームなどでアスベスト含有の建材が破砕などされた場合は、大気中へ飛散してしまいます。そのため、解体工事などを行う際は、どのような建物であっても事前にアスベスト含有の建材が使われていないか漏れなく調査することが法律で定められています。

10月1日(日)からは、有資格者が調査を行う必要があります。無資格者の調査は違法です。解体予定がある方は、専門業者に相談してください。



▲詳細はこちら

事業継続支援事業2023

詳細 商業振興課 ☎(32)6447

エネルギー価格・物価高騰などの影響は長期化しており、業種業態を問わず市内中小・小規模事業者の広い範囲に及んでいることから、引き続き直接的な支援を実施します。

対象者 市内に主たる事業所がある中小・小規模事業者

対象要件 令和5年4～9月の期間のうち、次のいずれかに該当する事業者●対象期間のうちのひと月の売り上げが、平成31年4月から令和4年9月までのいずれか1年との同月比で30%以上減少した月がある●対象期間のうちのひと月の仕入れ額または経費が、平成31年4月から令和4年9月までのいずれか1年の同月を超え、かつ利益(売り上げー仕入れ額または経費)が10%以上減少している

支援内容 1事業者当たり10万円を給付 ※1事業者につき1回限り

申請方法 11月30日(木)までに市HPでダウンロードの申請書を原則郵送(消印有効)で〒053-0022 表町5-11-5ふれんどビル テナント棟3階 商業振興課
※直接持参も可



▲詳細はこちら

高圧・特別高圧電気料金高騰対策支援金

詳細 工業・雇用振興課 ☎(84)7565

市内に事業所があり、高圧または特別高圧の電力を契約し、事業活動に使用している事業者には、電気料金の一部を支援しています。

高 圧: 一般的には、契約している電圧が6kV(6,000V)の場合を指します

特別高圧: 一般的には、契約している電圧が20kV(20,000V)以上の場合を指します

(ご自身の契約内容が不明な場合は、請求書を確認するか、契約している小売電気事業者にお問い合わせください)

1事業者当たり
上限100万円

支援金額 令和5年4月または5月分の1カ月の電気の使用量(kWh)×1.5円 ※1,000円未満切り捨て

支援対象者 高圧または特別高圧の電力を契約し、事業活動に使用している事業所を市内に持つ法人または個人事業者
※事業所の範囲: 店舗、工場、事務所またはそれらに準ずる事業用の施設(居住用のみの用途で使用している施設を除く)
※市内に複数の事業所がある場合は、全ての事業所の使用量を合算して申請

申請方法 11月30日(木)までに市内公共施設、市HPでダウンロードの申請書に必要な書類(電気料金の請求書など)を添付し、原則郵送(消印有効)で 工業・雇用振興課

■市役所2階(納税課向かい)に申請サポート窓口を設置しています

■リーフレット・申請の手引き・申請書などの郵送をご希望の場合は、オンラインまたは電話でご請求ください



▲詳細はこちら



▲資料請求はこちら